

平成 28 年 1 月 19 日
地方公共団体情報システム機構

個人番号カード等に関する業務処理において発生した事象について

一部の市区町村の統合端末において個人番号カード等に関する業務が一時的に処理できない事象が発生いたしました。下記のとおり現状をお知らせいたします。

住民の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 発生時間

平成 28 年 1 月 18 日 (月) 15 : 40 頃 ～ 19 : 00 頃

平成 28 年 1 月 19 日 (火) 8 : 30 頃 ～ 8 : 50 頃

2 事象

市区町村の統合端末において、個人番号カード等に関する業務を行った際にエラーメッセージが表示され、一部の市区町村において業務が実施できない事象が生じました。

3 原因

システムのログを確認したところ、住基ネットとカード管理システム間に設置している住基ネット中継サーバ 2 号機が不安定な状態となっていたことが判明しました。このことにより、カード管理システムに接続できる市区町村の数が制限され、一部の業務の処理について統合端末において処理できない状態となったものです。

4 対応

統合端末において業務が実施できなかった場合は、再度、作業を実施していただくよう市区町村向けにご案内しました。

1 月 19 日 (火) 12 時 20 分に住基ネット中継サーバ 2 号機を切り離す処理を実施し、滞っていた処理は解消しております。

本事象の根本的な解消に向けて、早急に対応方法を検討して参ります。

連絡先

地方公共団体情報システム機構

情報化支援戦略部 企画担当

電話 : 03-5214-3453

1月18日及び1月19日の発生事象について

■ 事象の説明

- ・1月18日及び1月19日に住基ネットとカード管理システム間に設置しているファイアウォールが不安定な状態となり、カード管理システムに接続できる市区町村の数が制限され、一部の業務の処理について統合端末において処理できない状態が発生しました。
- ・本事象については、1月18日21時頃及び1月19日8時45分頃に、ファイアウォールの再起動を行い、正常に戻す対応を行いました。
- ・通信振分装置及び住基ネット中継サーバのログを解析したところ、通信振分装置と住基ネット中継サーバ#2の間で不具合が生じていることが判明したため、1月19日（火）12時20分に住基ネット中継サーバ#2を切り離す処理を実施し、滞っていた処理が解消したことを確認しました。

